

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百五十七号)

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二第二項(同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の二第二項の規定に基づき、指定施設支援(同条第一項(法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。))に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児施設給付費単位数表第1の1(注4から注6までを除く。)、2及び4から8まで、第2の1から8まで、第3の1(注4から注6まで及び注11を除く。)から12まで並びに第4の1(注3から注5までを除く。)から12までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、別表障害児施設給付費単位数表第1の1(注4から注6までに限る。)及び3、第3の1(注4から注6まで及び注11に限る。)、第4の1(注3から注5までに限る。)並びに第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えて算定するものとする。
- 二 前号の規定により、指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(平二一厚労告一六〇・一部改正)

改正文 (平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号) 抄

平成十九年七月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三一日厚生労働省告示第二一一号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三六〇号) 抄

平成二十年七月一日から適用する。

改正文 (平成二一年三月三〇日厚生労働省告示第一六〇号) 抄

平成二十一年四月一日から適用する。

別表

(平19厚労告138・平19厚労告227・平20厚労告211・平20厚労告360・平21厚労告160・一部改正)

障害児施設給付費単位数表

第 1 知的障害児施設支援

1 知的障害児施設給付費(1日につき)

イ 指定知的障害児施設の場合

(1) 入所定員が 5 人以上 10 人未満の場合で当該施設が単独施設であるとき
679 単位

(2) 入所定員が 10 人の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 452 単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき 1,270 単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき 679 単位

(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき 862 単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき 679 単位

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 679 単位

(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 618 単位

(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 556 単位

(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 539 単位

(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 521 単位

(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 503 単位

(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 485 単位

(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 466 単位

(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合 464 単位

(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 463 単位

(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 461 単位

(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 459 単位

(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 457 単位

(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 453 単位

(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 450 単位

(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 447 単位

(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 444 単位

(21) 入所定員が 191 人以上の場合 441 単位

ロ 指定第一種自閉症児施設の場合 321 単位

ハ 指定第二種自閉症児施設の場合

(1) 入所定員が 40 人以下の場合 674 単位

(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 647 単位

(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 621 単位

(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 594 単位

(5) 入所定員が 71 人以上の場合 567 単位

注

1 指定知的障害児施設(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 178 号。以下「指定施設基準」という。))第 1 条第 2 号に規定する指定知的障害児施設をいい、指定第一種自閉症児施設(同条第 3 号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。))及び指定第二種自閉症児施設(同条第 4 号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援(知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この第 1 において同じ。))を行った場合に、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

2 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員(児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 43 条の児童指導員をいう。以下同じ。))又は保育士を 1 以上配置しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。))に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定知的障害児施設の場合

(1) 入所定員が 10 人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設があるとき 172 単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき 57 単位

(2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設があるとき 86 単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき 57 単位

(3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 57 単位

ロ 指定第二種自閉症児施設で入所定員が 30 人以下の場合 57 単位

3 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、職業指導員を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定知的障害児施設の場合

- (1) 入所定員が 10 人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 148 単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49 単位
- (2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 73 単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49 単位
- (3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 49 単位
- (4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 39 単位
- (5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 29 単位
- (6) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 26 単位
- (7) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位
- (8) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 20 単位
- (9) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 17 単位
- (10) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 14 単位
- (11) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合 13 単位
- (12) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 12 単位
- (13) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 11 単位
- (14) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 10 単位
- (15) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 9 単位
- (16) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 9 単位
- (17) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 9 単位
- (18) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 8 単位
- (19) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 8 単位
- (20) 入所定員が 191 人以上の場合 8 単位

ロ 指定第二種自閉症児施設の場合

- (1) 入所定員が 30 人以下の場合 49 単位
- (2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 39 単位
- (3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 29 単位
- (4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 26 単位
- (5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位
- (6) 入所定員が 71 人以上の場合 20 単位

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合(イ又はロに該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、重度知的障害児支援加算として、1日に

つき、イに掲げる障害児(口に該当する者を除く。)については165単位を、口に掲げる障害児については198単位を所定単位数に加算する。ただし、注6の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 次のいずれかに該当する障害児であること。

(1) 次のいずれかに該当する障害児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動、その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)、ろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)又は上肢、下肢若しくは体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)を有する障害児(以下「肢体不自由児」という。)であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ イに掲げる障害児であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 6歳未満である者

(2) 重症心身障害児施設(法第43条の4の重症心身障害児施設をいう。)を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

5 注4イ又は口に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童(以下「重複障害児」という。)である障害児に対し、指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注6の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定施設支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

- 7 知的障害児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注6の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、算定児童については加算しない。

イ 指定知的障害児施設の場合

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 入所定員が 10 人以下の場合 | 102 単位 |
| (2) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 | 51 単位 |
| (3) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 | 34 単位 |
| (4) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 | 26 単位 |
| (5) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 | 20 単位 |
| (6) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 | 17 単位 |
| (7) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 | 15 単位 |
| (8) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 | 13 単位 |
| (9) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 | 11 単位 |
| (10) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 | 10 単位 |
| (11) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合 | 9 単位 |
| (12) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 | 9 単位 |
| (13) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 | 8 単位 |
| (14) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 | 7 単位 |
| (15) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 | 7 単位 |
| (16) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 | 6 単位 |
| (17) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 | 6 単位 |
| (18) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 | 6 単位 |
| (19) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 | 5 単位 |
| (20) 入所定員が 191 人以上の場合 | 5 単位 |

ロ 指定第二種自閉症児施設の場合

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 入所定員が 40 人以下の場合 | 26 単位 |
| (2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 | 20 単位 |
| (3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 | 17 単位 |
| (4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 | 15 単位 |
| (5) 入所定員が 71 人以上の場合 | 13 単位 |

9 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ	入所定員が10人以下の場合	141単位
ロ	入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
ハ	入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
ニ	入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
ホ	入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
ヘ	入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
ト	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
チ	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
リ	入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
ヌ	入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
ル	入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
ヲ	入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
ワ	入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
カ	入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
ヨ	入所定員が141人以上150人以下の場合	9単位
タ	入所定員が151人以上160人以下の場合	9単位
レ	入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位
ソ	入所定員が171人以上180人以下の場合	7単位
ツ	入所定員が181人以上190人以下の場合	7単位
ネ	入所定員が191人以上の場合	6単位

2 入院・外泊時加算(1日につき)

指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。))第9の1の注1に規定する指定共同生活介護(以下「指定共同生活介護」という。))及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助」という。))における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合に、1月に12日(継続して入院又は外泊している者にとっては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設

の場合は、次に掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 8日目まで

- (1) 入所定員が 60 人以下の場合 320 単位
- (2) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 288 単位
- (3) 入所定員が 91 人以上の場合 252 単位

ロ 9日目から 12日目まで

- (1) 入所定員が 60 人以下の場合 160 単位
- (2) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 144 単位
- (3) 入所定員が 91 人以上の場合 126 単位

2の2 長期入院等支援加算

指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、4の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

イ 入所定員が 60 人以下の場合 160 単位

ロ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 144 単位

ハ 入所定員が 91 人以上の場合 126 単位

3 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算() 337 単位

ロ 自活訓練加算() 448 単位

注

- 1 指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の管理者の意見に基づき、六月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の障害児について、同一の給付決定期間(法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては、2回)を限度として加算する。

4 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院、外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定施設基準第3条第1項又は第5条第1項の規定により当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理士を除く。)が、施設支援計画(指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 4単位

注

1 イについては、指定施設基準第3条第1項第2号、第4条第1項第2号又は第5条第1項第4号の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき所定単

位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定施設基準第3条第1項第2号、第4条第1項第2号又は第5条第1項第4号の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。
- (2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定施設基準第3条、第4条又は第5条の規定により置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

7 栄養士配置加算

イ 指定知的障害児施設

(1) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が40人以下の場合 27単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (五) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (六) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
- (七) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
- (八) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (九) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
- (十) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (十一) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
- (十二) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
- (十三) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
- (十四) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位

- (十五) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 6 単位
- (十六) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 5 単位
- (十七) 入所定員が 191 人以上の場合 5 単位

(2) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が 40 人以下の場合 15 単位
- (二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 12 単位
- (三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 10 単位
- (四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 8 単位
- (五) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 7 単位
- (六) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 6 単位
- (七) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合 6 単位
- (八) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合 5 単位
- (九) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合 5 単位
- (十) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合 4 単位
- (十一) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合 4 単位
- (十二) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合 4 単位
- (十三) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合 3 単位
- (十四) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合 3 単位
- (十五) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合 3 単位
- (十六) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合 3 単位
- (十七) 入所定員が 191 人以上の場合 3 単位

□ 指定第二種自閉症児施設

(1) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が 40 人以下の場合 27 単位
- (二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 22 単位
- (三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 18 単位
- (四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 15 単位
- (五) 入所定員が 71 人以上の場合 13 単位

(2) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が 40 人以下の場合 15 単位
- (二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 12 単位
- (三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 10 単位
- (四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 8 単位
- (五) 入所定員が 71 人以上の場合 7 単位

注

1 イ(1)及びロ(1)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 イ(2)及びロ(2)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

8 栄養マネジメント加算 10単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士(平成24年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥^{えん}下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

第2 知的障害児通園施設支援

1 知的障害児通園施設給付費(1日につき)

イ 知的障害児(知的障害のある児童をいう。以下同じ。)又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 696単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 637単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 578単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 521単位

(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 500 単位

(6) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 480 単位

(7) 入所定員が 81 人以上の場合 458 単位

□ 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合

第 3 の 1 八(1)に掲げる単位数

注

1 指定知的障害児通園施設(指定施設基準第 1 条第 5 号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。)において、指定施設支援(知的障害児通園施設支援に係るものに限る。以下第 2 において同じ。)を行った場合に、障害児の種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。

2 幼児である障害児(難聴幼児(強度の難聴を有する幼児をいう。以下同じ。))を除く。)に対し、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1 日につき 277 単位を所定単位数に加算する。

3 知的障害児通園施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

2 家庭連携加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定施設基準第 53 条第 1 項の規定により指定知的障害児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。以下この第 2 において「指定知的障害児通園施設従業者」という。)が、施設支援計画(指定施設基準第 60 条において準用する指定施設基準第 24 条第 1 項の施設支援計画をいう。以下この第 2 において同じ。)に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1 月につき 4 回を限度として、当該内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

3 訪問支援特別加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定知的障害児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児について、連続した 5 日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定知的障害児通園施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定知的障害児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、

1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算() 42単位

ロ 食事提供加算() 58単位

注

1 イについては、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の11第1項第1号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者(施設給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)が特定支給決定障害者(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)である場合又は施設給付決定保護者が令第50条の2の2加齢児(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第51条の4の2に規定する令第50条の2の2加齢児をいう。以下この項において同じ。)である場合にあっては、当該特定支給決定障害者又は令第50条の2の2加齢児及びその配偶者に限る。)について指定施設支援のあった日の属する年度(指定施設支援のあった日が4月から6月までの場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同規則第51条の6の3に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(令第50条の2の2加齢児にあっては16万円未満)であるもの(以下「中間所得者」という。)の施設給付決定(法第24条の3第4項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童福祉法施行令第27条の11第1項第2号から第4号までに掲げる施設給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の施設給付決定に係る障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定知的障害児通園施設が障害児の施設給付決定保護者から、指定施設基準第57条の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 10 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 6 単位

注

1 イについては、指定施設基準第 53 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定施設基準第 53 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている施設従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている施設従業者のうち、3 年以上従事している施設従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算()

(1) 入所定員が 40 人以下の場合 37 単位

(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 30 単位

(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 25 単位

(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 21 単位

(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 19 単位

(6) 入所定員が 81 人以上の場合 16 単位

ロ 栄養士配置加算()

(1) 入所定員が 40 人以下の場合 20 単位

(2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 16 単位

(3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 13 単位

(4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 11 単位

(5) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 10 単位

(6) 入所定員が 81 人以上の場合 9 単位

注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

8 欠席時対応加算 94 単位

注 指定知的障害児通園施設において指定知的障害児通園施設支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定知的障害児通園施設の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定知的障害児通園施設従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

第3 盲ろうあ児施設支援

1 盲ろうあ児施設給付費(1日につき)

イ 指定盲児施設の場合

(1) 盲児に対する指定施設支援を行う場合

(一) 入所定員が5人の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 546 単位

b 当該施設が単独施設であるとき 618 単位

(二) 入所定員が6人以上9人以下の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 434 単位

b 当該施設が単独施設であるとき 618 単位

(三) 入所定員が10人の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 434 単位

b 当該施設が主たる施設であるとき 1,262 単位

c 当該施設が単独施設であるとき 618 単位

(四) 入所定員が11人以上15人以下の場合

a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 390 単位

- b 当該施設が主たる施設であるとき 942 単位
- c 当該施設が単独施設であるとき 618 単位
- (五) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 375 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 789 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 618 単位
- (六) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 363 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 732 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 618 単位
- (七) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 345 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 618 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 618 単位
- (八) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 555 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 555 単位
- (九) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 492 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 492 単位
- (十) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 478 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 478 単位
- (十一) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 463 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 463 単位
- (十二) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 448 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 448 単位
- (十三) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 433 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 433 単位
- (十四) 入所定員が 91 人以上の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 417 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 417 単位
- (2) 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合

- (一) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 452 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 679 単位
- (二) 入所定員が 10 人の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 452 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 1,270 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 679 単位
- (三) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 862 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 679 単位
- (四) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 679 単位
- (五) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 618 単位
- (六) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 556 単位
- (七) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 539 単位
- (八) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 521 単位
- (九) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 503 単位
- (十) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 485 単位
- (十一) 入所定員が 91 人以上の場合 466 単位
- ロ 指定ろうあ児施設の場合
 - (1) ろうあ児に対する指定施設支援を行う場合
 - (一) 入所定員が 5 人の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 546 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
 - (二) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 454 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
 - (三) 入所定員が 10 人の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 454 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 1,252 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
 - (四) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 391 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 935 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
 - (五) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合

- a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 378 単位
- b 当該施設が主たる施設であるとき 787 単位
- c 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
- (六) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 360 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 687 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
- (七) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 348 単位
 - b 当該施設が主たる施設であるとき 614 単位
 - c 当該施設が単独施設であるとき 614 単位
- (八) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 552 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 552 単位
- (九) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 489 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 489 単位
- (十) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 475 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 475 単位
- (十一) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 461 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 461 単位
- (十二) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 446 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 446 単位
- (十三) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 431 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 431 単位
- (十四) 入所定員が 91 人以上の場合
 - a 当該施設が主たる施設であるとき 416 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 416 単位
- (2) 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合
 - (一) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合
 - a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 452 単位
 - b 当該施設が単独施設であるとき 679 単位

(二) 入所定員が 10 人の場合

- a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 452 単位
- b 当該施設が主たる施設であるとき 1,270 単位
- c 当該施設が単独施設であるとき 679 単位

(三) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合

- a 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき 455 単位
- b 当該施設が主たる施設であるとき 862 単位
- c 当該施設が単独施設であるとき 679 単位

(四) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 679 単位

(五) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 618 単位

(六) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 556 単位

(七) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 539 単位

(八) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 521 単位

(九) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 503 単位

(十) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 485 単位

(十一) 入所定員が 91 人以上の場合 466 単位

八 指定難聴幼児通園施設の場合

(1) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合

- (一) 入所定員が 20 人の場合 1,216 単位
- (二) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 1,070 単位
- (三) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 984 単位
- (四) 入所定員が 41 人以上の場合 897 単位

(2) 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合 第 2 の 1 のイに掲げる単位数

注

- 1 指定盲児施設(指定施設基準第 1 条第 7 号に規定する指定盲児施設をいう。以下同じ。)、指定ろうあ児施設(指定施設基準第 1 条第 8 号に規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。)又は指定難聴幼児通園施設(指定施設基準第 1 条第 9 号に規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。)において、指定施設支援(盲ろうあ児施設支援に係るものに限る。以下この第 3 において同じ。)を行った場合に、障害児の種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 2 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設

設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を
所定単位数に加算する。

イ 盲児又はろうあ児に対し、指定施設支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 344単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (2) 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 172単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 114単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 86単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 68単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 57単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (7) 入所定員が31人以上35人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 45単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 45単位

ロ 知的障害児に対し、指定施設支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 172単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (2) 入所定員が10人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 172単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 86単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 57単位

3 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 盲児又はろうあ児に対し、指定施設支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 296単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (2) 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 148単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 98単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 73単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 59単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 49単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (7) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- (8) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (9) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (10) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (11) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (12) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (13) 入所定員が91人以上の場合 14単位

ロ 知的障害児に対し、指定施設支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 148単位
 - (二) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- (2) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該施設に併設する施設があるとき 148単位

- (二) 当該施設が単独施設であるとき 49 単位
- (3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合
- (一) 当該施設に併設する施設があるとき 73 単位
- (二) 当該施設が単独施設であるとき 49 単位
- (4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 49 単位
- (5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 39 単位
- (6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 29 単位
- (7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 26 単位
- (8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位
- (9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 20 単位
- (10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 17 単位
- (11) 入所定員が 91 人以上の場合 14 単位

4 指定盲児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、重度盲ろうあ児支援加算として、1 日につき、イに掲げる障害児(ロに該当する者を除く。)については 158 単位を、ロに掲げる障害児については 189 単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

イ 次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児

- (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ロ イに掲げる障害児のうち、知能指数が 35 以下と判定されたものであって、入所後 1 年未満のもの

5 指定ろうあ児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度盲ろうあ児支援加算として、1 日につき、イに掲げる障害児(ロに該当する者を除く。)については 143 単位を、ロに掲げる障害児については 171 単位を、それぞれ所定単位数に加算する。

イ 次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児

- (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

ロ イに掲げる障害児のうち、知能指数が 35 以下と判定されたものであって、入所後 1 年未満のもの

6 注 4 イ若しくはロ又は注 5 イ若しくはロに定める障害児であって、重複障害児である障害児に対して、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を

行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

- 7 指定盲児施設若しくは指定ろうあ児施設において幼児である障害児(盲児又はろうあ児に限る。)に対して、又は指定難聴幼児通園施設において幼児である障害児(知的障害児又は肢体不自由児に限る。)に対して、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合 78 単位

ロ 指定難聴幼児通園施設の場合 277 単位

- 8 盲ろうあ児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 盲児又はろうあ児に対する指定施設支援を行う場合

(1) 入所定員が5人の場合 102 単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合 102 単位

(3) 入所定員が10人の場合 102 単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合 51 単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合 51 単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合 34 単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合 34 単位

(8) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26 単位

(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20 単位

(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17 単位

(11) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15 単位

(12) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13 単位

(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11 単位

(14) 入所定員が91人以上の場合 10 単位

ロ 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合

(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合 102 単位

(2) 入所定員が10人の場合 102 単位

(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51 単位

(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34 単位

(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26 単位

(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20 単位

- (7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 17 単位
- (8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 15 単位
- (9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 13 単位
- (10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 11 単位
- (11) 入所定員が 91 人以上の場合 10 単位

10 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、看護師を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 盲児又はろうあ児に対する指定施設支援を行う場合

- (1) 入所定員が 5 人の場合 141 単位
- (2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合 141 単位
- (3) 入所定員が 10 人の場合 141 単位
- (4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合 70 単位
- (5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合 70 単位
- (6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合 47 単位
- (7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合 47 単位
- (8) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 38 単位
- (9) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 28 単位
- (10) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 25 単位
- (11) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位
- (12) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 20 単位
- (13) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 17 単位
- (14) 入所定員が 91 人以上の場合 14 単位

ロ 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合

- (1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合 141 単位
- (2) 入所定員が 10 人の場合 141 単位
- (3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合 70 単位
- (4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合 47 単位
- (5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合 38 単位
- (6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 28 単位
- (7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 25 単位
- (8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 23 単位
- (9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 20 単位
- (10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 17 単位
- (11) 入所定員が 91 人以上の場合 14 単位

11 指定難聴幼児通園施設において人工内耳を装用している障害児に対して、指定施設支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 入所定員が20人の場合 608単位

ロ 入所定員が21人以上30人以下の場合 535単位

ハ 入所定員が31人以上40人以下の場合 492単位

ニ 入所定員が41人以上の場合 449単位

2 入院・外泊時加算(1日につき)

指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合に、1月に12日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 8日目まで

(1) 入所定員が60人以下の場合 320単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位

(3) 入所定員が91人以上の場合 252単位

ロ 9日目から12日目まで

(1) 入所定員が60人以下の場合 160単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位

(3) 入所定員が91人以上の場合 126単位

2の2 長期入院等支援加算

指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、5の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

イ 入所定員が60人以下の場合 160単位

ロ 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位

ハ 入所定員が91人以上の場合 126単位

3 家庭連携加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定施設基準第 62 条第 1 項の規定により指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。以下この第 3 において「指定難聴幼児通園施設従業者」という。)が、施設支援計画(指定施設基準第 68 条第 1 項において準用する指定施設基準第 24 条第 1 項の施設支援計画をいう。4 において同じ。)に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1 月につき 4 回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 訪問支援特別加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定難聴幼児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児について、連続した 5 日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定難聴幼児通園施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定難聴幼児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

5 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が 4 日未満の場合 561 単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が 4 日以上の場合 1,122 単位

注 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定施設基準第 61 条第 1 項の規定により当該指定盲児施設又は指定ろうあ児施設に置くべき従業者(9 において「施設従業者」という。)のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。)が、施設支援計画(指定施設基準第 68 条第 1 項において準用する指定施設基準第 24 条第 1 項の施設支援計画をいう。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6 食事提供加算

イ 食事提供加算() 42 単位

ロ 食事提供加算() 58 単位

注

1 イについては、中間所得者の施設給付決定に係る障害児に対し、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る障害児に対し、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成 24 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。

7 利用者負担上限額管理加算 150 単位

注 指定難聴幼児通園施設が障害児の施設給付決定保護者から、指定施設基準第 66 条第 2 項の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1 月につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算()

ロ 福祉専門職員配置等加算()

注

1 イについては、指定施設基準第 61 条第 1 項第 2 号又は第 62 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合については 1 日につき 7 単位を、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合については 1 日につき 10 単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合については 1 日につき 4 単位を、指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合については 1 日につき 6 単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定施設基準第 61 条第 1 項第 2 号又は第 62 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき児童指導員又は保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している施設従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。

9 地域移行加算 500 単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

10 栄養士配置加算

イ 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設

(1) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が40人以下の場合 27単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (五) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (六) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
- (七) 入所定員が91人以上の場合 11単位

(2) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が40人以下の場合 15単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (五) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (六) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位
- (七) 入所定員が91人以上の場合 6単位

ロ 指定難聴幼児通園施設

(1) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が40人以下の場合 37単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (五) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (六) 入所定員が81人以上の場合 16単位

(2) 栄養士配置加算()

- (一) 入所定員が40人以下の場合 20単位

- (二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 16 単位
- (三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 13 単位
- (四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 11 単位
- (五) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 10 単位
- (六) 入所定員が 81 人以上の場合 9 単位

注

1 イ(1)及びロ(1)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 イ(2)及びロ(2)については、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ(1)又はロ(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

11 栄養マネジメント加算 10 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士(平成24年3月31日までにあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥^{えん}下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

12 欠席時対応加算 94 単位

注 指定難聴幼児通園施設において指定難聴幼児通園施設支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定難聴幼児通園施設の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定難聴幼児通園施設従業者が、障害児又はそ

の家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

第4 肢体不自由児施設支援

1 肢体不自由児施設給付費(1日につき)

イ 指定肢体不自由児施設の場合(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)

148 単位

ロ 指定医療機関の場合 123 単位

ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合

(1) 入所定員が50人以下の場合 711 単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 702 単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 690 単位

(4) 入所定員が71人以上の場合 677 単位

ニ 指定肢体不自由児通園施設の場合又は指定肢体不自由児施設の場合(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)

(1) 肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合 332 単位

(2) 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合

第2の1イに掲げる単位数

(3) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合

第3の1ハ(1)に掲げる単位数

注

1 指定肢体不自由児施設(指定施設基準第1条第10号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。以下同じ。)、指定肢体不自由児通園施設(指定施設基準第1条第11号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。以下同じ。)、指定肢体不自由児療護施設(指定施設基準第1条第12号に規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)において、指定施設支援(肢体不自由児施設支援に係るものに限る。以下この第4において同じ。)を行った場合に、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定肢体不自由児療護施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設において、幼児である知的障害児(通所による指定施設支援を受ける者に限る。)に対し、指定施設支援を行った場合に、幼児加算として、1日につき277単位を所定単位数に加算する。

3 指定肢体不自由児施設又は指定医療機関において、乳幼児である障害児(入所による指定施設支援を受ける者に限る。)に対し、指定施設支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児施設若しくは指定肢体不自由児療護施設又は指定医療機関において、次のいずれかに該当する障害児(入所による指定施設支援を受ける者に限る。)に対し、指定施設支援を行った場合(指定肢体不自由児施設にあっては、イ又はロに該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、重度肢体不自由児支援加算として、1日につき198単位を所定単位数に加算する。

イ 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者

ロ 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

5 注4イ又はロのいずれかに該当する障害児であって重複障害児であるものに対して、指定肢体不自由児施設(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)、指定肢体不自由児療護施設又は指定医療機関において、指定施設支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

6 肢体不自由児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設において、指定施設支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 入所定員が50人以下の場合 20単位

ロ 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位

ハ 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位

ニ 入所定員が71人以上の場合 13単位

2 入院・外泊時加算(1日につき)

指定肢体不自由児療護施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊(指定共同生活介護及び指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。)を認めた場合は、1月に12日(継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。)を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 8日目まで

- (1) 入所定員が 60 人以下の場合 320 単位
- (2) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 288 単位
- (3) 入所定員が 91 人以上の場合 252 単位

ロ 9 日目から 12 日目まで

- (1) 入所定員が 60 人以下の場合 160 単位
- (2) 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 144 単位
- (3) 入所定員が 91 人以上の場合 126 単位

2 の 2 長期入院等支援加算

指定肢体不自由児療護施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに 2 の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1 日につき、利用定員に応じ、次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合は、次に掲げる単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して 3 月に限る。)。ただし、5 の入院時特別支援加算が算定される月は、算定しない。

- イ 入所定員が 60 人以下の場合 160 単位
- ロ 入所定員が 61 人以上 90 人以下の場合 144 単位
- ハ 入所定員が 91 人以上の場合 126 単位

3 家庭連携加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定施設基準第 69 条第 1 項又は第 70 条第 1 項の規定により指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(以下この第 4 において「指定肢体不自由児通園施設等従業者」という。)が、施設支援計画(指定施設基準第 80 条第 2 項及び第 3 項において準用する指定施設基準第 24 条第 1 項の施設支援計画をいう。4 において同じ。)に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1 月につき 4 回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位

注 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設において継続して指定施設支援を利用する障害児(通所による指定施設支援を受ける者に限る。)について、

連続した5日間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定肢体不自由児通園施設等従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

5 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合
561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定肢体不自由児療護施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所(当該指定肢体不自由児療護施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定施設基準第71条第1項の規定により指定肢体不自由児療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者(栄養士及び調理員を除く。)が、施設支援計画(指定施設基準第80条第4項において準用する指定施設基準第24条第1項の施設支援計画をいう。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6 食事提供加算

イ 食事提供加算() 42単位

ロ 食事提供加算() 58単位

注

1 イについては、中間所得者の施設給付決定に係る障害児に対し、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る障害児に対し、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設において、指定施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設が障害児(通所による指定施設支援を受ける者に限る。)の施設給付決定保護者から、指定施設基準第

76条第2項の規定により、施設利用者負担額合計額の管理を依頼され、施設利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算()

ロ 福祉専門職員配置等加算()

注

1 イについては、指定施設基準第69条第1項第2号、第70条第1項第2号又は第71条第1項第2号の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士を除く。)のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設若しくは指定肢体不自由児療護施設又は指定医療機関において、指定施設支援を行った場合に、指定肢体不自由児施設(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)、指定肢体不自由児療護施設又は指定医療機関については1日につき7単位を、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設については1日につき10単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設若しくは指定肢体不自由児療護施設又は指定医療機関において、指定施設支援を行った場合に、指定肢体不自由児施設(入所による指定施設支援を行う場合に限る。)、指定肢体不自由児療護施設又は指定医療機関については1日につき4単位を、指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設については1日につき6単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定施設基準第69条第1項第2号、第70条第1項第2号若しくは第3号又は第71条第1項第2号の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員に限る。)((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

9 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定施設基準第69条又は第71条の規定により指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者又は指定医療機関の職員が、

当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

10 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算()

- (1) 入所定員が 40 人以下の場合 27 単位
- (2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 22 単位
- (3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 18 単位
- (4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 15 単位
- (5) 入所定員が 71 人以上の場合 13 単位

ロ 栄養士配置加算()

- (1) 入所定員が 40 人以下の場合 15 単位
- (2) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 12 単位
- (3) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 10 単位
- (4) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 8 単位
- (5) 入所定員が 71 人以上の場合 7 単位

注

1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設において、入所定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設について、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

11 栄養マネジメント加算 10 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士(平成24年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)を1名以上配置していること。

ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して、障害児ごとの摂食・嚥^{えん}下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

12 欠席時対応加算 94 単位

注 指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)又は指定肢体不自由児通園施設(以下この12において「指定肢体不自由児通園施設等」という。)において指定肢体不自由児通園施設等の支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定肢体不自由児通園施設等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定肢体不自由児通園施設等従業者が、障害児又は当該障害児の家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

第5 重症心身障害児施設支援

1 重症心身障害児施設給付費(1日につき) 874 単位

注

1 指定重症心身障害児施設(指定施設基準第1条第13号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)又は指定医療機関(以下「指定重症心身障害児施設等」という。)において、指定施設支援(重症心身障害児施設支援に係るものに限る。以下この第5において同じ。)を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 重症心身障害児施設給付費の算定において、障害児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算() 7 単位

ロ 福祉専門職員配置等加算() 4 単位

注

- 1 イについては、指定施設基準第 81 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士を除く。)のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定重症心身障害児施設又は指定医療機関において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定重症心身障害児施設又は指定医療機関において、指定施設支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
 - (1) 指定施設基準第 81 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員に限る。)((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている施設従業者のうち、常勤で配置されている施設従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。
 - (2) 児童指導員等として常勤で配置されている施設従業者のうち、3 年以上従事している施設従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。
- 3 地域移行加算 500 単位

注 入所期間が 1 月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定施設基準第 81 条の規定により指定重症心身障害児施設に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者又は指定医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。